

一般社団法人日本臨床微生物学会創立四半世紀記念  
研究成果発表奨励基金取扱規程

制定 平成 27 年 9 月 25 日

改正 平成 28 年 7 月 15 日

改正 平成 30 年 3 月 30 日

第 1 条（通則）

一般社団法人日本臨床微生物学会（以下、「本学会」という。）は、本学会に 1 年以上会員として在籍している若手（50 歳未満）の会員（学生、修士または博士課程の大学院生、臨床検査技師、大学や試験研究機関等の研究者や検査職員）の学術研究活動を支援するため、一般社団法人日本臨床微生物学会創立四半世紀記念研究成果発表奨励基金（以下、「本基金」という。）を設ける。

第 2 条（構成）

本基金は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 理事会の決議により本基金に繰り入れられた財産

第 3 条（使途及び対象）

1 本基金の使途は、本規程第 1 条に沿った目的に限定する。

2 本基金の支給対象及び支給額は、次のとおりとする。

- (1) 学会発表補助

海外で開催される国際学会において、筆頭発表者として研究成果を発表した場合に 1 件につき 10 万円を支給する。

- (2) 論文発表補助

査読の過程がある英文学術雑誌へ、筆頭著者として研究成果を掲載した場合、1 件につき 10 万円を支給する。

第 4 条（基金の申し込み）

基金の申し込みをしようとする者は、次の事項を記載した書面及び書類を本学会事務局へ提出して申し込む。申し込み期間は 9 月 1 日から 10 月 31 日とする。

- (1) 学会発表補助

①申し込みをする者の氏名、所属施設名及び住所

②学会名、会期、場所、演題名

③当該学会が作成した抄録集の表紙及び該当発表が記載されたプログラムのページならびに当該発表の抄録のページのコピー

- (2) 論文発表補助

①申し込みをする者の氏名、所属施設名及び住所

②雑誌名、投稿規定、論文タイトル

③掲載された論文の別刷または論文の掲載された雑誌の表紙と掲載論文のコピー

第 5 条（基金支給の選考・割当て・支給）

- 1 本学会は、年に一度、学術奨励賞委員会を招集して申し込みの内容を審査する。
- 2 審査の結果、割り当てが妥当と決定したときは、年間 10 件を上限として、支給対象者を決定し、支給する。

#### 第 6 条（管理）

本基金は、本学会理事会が管理する。

#### 第 7 条（事業年度）

本事業の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとする。

#### 第 8 条（規程の変更）

この規程を変更するときは、本学会理事会の承認を得なければならない。

#### 第 9 条（細則）

この規程に定める以外の必要な事項は、本学会理事会において定めるものとする。

#### 附則

この規程は、制定日から施行する。

本基金の残額が無くなった時点で本規定第 4 条に基づく基金の申し込みは停止する。

この規定は平成 28 年 7 月 15 日に一部を改正した。

この規定は平成 30 年 3 月 30 日に一部を改正した。